

# 1 利用可能施設

利用できる施設は次のとおりです。施設により、申請方法が異なります。

【認可保育所、認定こども園（保育所機能部分）、地域型保育事業所】 → 市に申請

【認定こども園（幼稚園機能部分）幼稚園、認可外保育施設】 → 各施設に申請

**認可保育所**

0～5歳

就労等のため、児童を家庭で保育できない保護者に代わり保育を行う施設

**認定こども園**

0～5歳

保育所と幼稚園の両方の機能を持ち、保育と教育を一体的に行う施設

**地域型保育事業所**

0～2歳

小規模保育など少人数(19人以下)で児童の保育を行う施設

**幼稚園**

3～5歳

小学校以降の教育の基礎をつくるため幼児期の教育を行う施設

**認可外保育施設**

0～5歳

認可外保育施設指導監査基準を満たし、県知事に届け出ている施設

※各施設の年齢については、4月1日時点の年齢です。

・各施設の連絡先等は、以下より確認できます。



まっぴ de 鹿屋



鹿屋市パパ・ママ・  
子どもの便利帳

# 2 支給認定

認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所を利用するには、鹿屋市が行う「教育・保育支給認定」を受ける必要があります。教育・保育支給認定は、子どもの年齢や保育の必要性に応じて、次の3つの区分があります。3つの認定区分に応じて、利用できる施設や時間が異なります。

認定区分	年齢						保育の必要性	利用可能施設
	0	1	2	3	4	5		
1号認定 (教育)				○	○	○	無	・幼稚園 ・認定こども園（幼稚園機能部分）
2号認定 (保育)				○	○	○	有	・認可保育所 ・認定こども園（保育所機能部分）
3号認定 (保育)	○	○	○				有	・認可保育所 ・認定こども園（保育所機能部分） ・地域型保育事業所

※保育の必要性とは、父、母いずれもが就労等の事由で家庭での保育が困難であることです。詳細については、「5 保育の必要性」をご覧ください。